

檀原市議会燃料油（白灯油、LP ガス）の
購入契約に関する 1 0 0 条調査特別委員会
調査報告書

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

目次

目次	1
略語	8
第1 事案の概要	9
1 燃料油（白灯油、LP ガス）の購入	9
2 調査の議決	9
第2 調査事項	10
1 調査の及ぶ範囲	10
(1) 100 条調査権	10
(2) 本件の場合	11
2 解明されるべき事実	11
第3 特別委員会の開催状況	12
1 特別委員会の開催状況	12
2 特別委員会が提出を求めた記録及び提出状況	12
(1) 法第 100 条第 1 項で提出を求めた記録及び提出状況	12
ア 市	12
イ 市以外	14
(2) 法第 100 条第 10 項で提出を求めた記録及び提出状況	15
第4 法令上の規制	17

1 普通地方公共団体の契約締結等の権限	17
(1) 普通地方公共団体の長	17
(2) 市の場合	17
ア 樫原市長	17
イ 市事務専決規程について	17
2 契約締結に関する法令上の規制	18
(1) 一般的な規制	18
ア 法第 2 条第 14 項	18
イ 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第 4 条第 1 項	18
(2) 契約の締結に特有の規制	19
ア 一般競争優先主義	19
（ア）法の原則	19
（イ）最高裁判決	20
イ 随意契約	21
（ア）随意契約とは	21
（イ）随意契約によることができる場合	21
a 一般競争優先主義の例外	21
b 随契理由	22
c 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号	22
d 令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	23
（a）その性質又は目的が競争入札に適しないもの	23
（b）予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第 99 条第 18 号に ついて	25
（ウ）裁量権（令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）	26
ウ 兼業の禁止	28
（ア）兼業禁止	28

a 規定	28
b 請負の意義	29
c 燃料油の購入	30
(イ) 政令で定める額	30
(ウ) 失職事由	30
(3) 市の規制	31
ア 市契約規則	31
(ア) 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の予定価格	31
(イ) 見積書の提出	32
イ 市行政手続条例	32

第 5 本件契約が随意契約による方法によって締結された理由について 33

1 認定事実	33
(1) 燃料油の購入	33
ア 概要	33
イ 契約の方法	34
(ア) 本件契約	34
(イ) その他の契約	34
(2) 本件契約について	35
ア 本件契約の発注者	35
(ア) 市	35
(イ) 本件契約の締結権限者	35
a 市長	35
b 執行機関	35
c 専決者について	35
イ 本件契約の受注者	36

(ア) 受注者	36
(イ) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）	36
a 事業協同組合	36
b 政治的中立の原則	37
(ウ) 本件協同組合	38
a 事業協同組合	38
b 本件協同組合の目的	38
c 組合員である事業者に関する市議会議員	38
d 公職選挙との関係	39
ウ 本件契約の内容	39
(ア) 内容	39
(イ) 共同受注	40
エ 随契理由	41
オ 本件協同組合との取引開始時期	42
カ 随意理由の検討の状況	42
キ 契約の履行状況の把握	43
(ア) 価格の把握状況	43
(イ) 購入先の把握状況	43

2 特別委員会の判断..... 43

(1) 判断結果	43
(2) 判断の理由	44
ア 本件随契理由	44
イ 安定供給・統一価格目的	44
(ア) 動産の購入	44
(イ) その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの	44
a 普通地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき等	44

b 一般的な商品の購入	45
(ウ) 燃料油	45
ウ 例外として取り扱うべき事情がないこと	46
(ア) 執行機関の説明	46
(イ) 一般市場からの購入	46
(ウ) その他	47
エ 小括.....	47
3 裁量権の逸脱又は濫用についての検討	47
(1) 不適切（不当）な判断	47
(2) 公正性、機会均等性	48
(3) 経済性（価格の有利性）	48
(4) 透明性	49
ア 不自然な行政運営	49
イ 原因について合理的な説明ができないこと	49
ウ 透明性の欠如	50
エ 市事務専決規程の潜脱	50
(ア) 執行機関の説明	50
(イ) 総額が妥当であること	51
(ウ) 小括	51
(5) 小括.....	52
4 不適切（不当）な判断が繰り返された原因について.....	53
(1) 随契理由の検討	53
(2) 市政への信頼を大きく損ねていること	54
第6 本件契約における代金の精算及び支払方法について	55

1 認定事実	55
(1) 契約書記載の燃料油の代金の精算及び支払方法について	55
(2) 燃料油の代金の精算及び支払方法の実態について	55
(3) 燃料油の代金の精算及び支払方法に関する執行機関の調査について	56
(4) 代金の精算及び支払方法の変更	57
 2 特別委員会の判断	 57
(1) 判断結果	57
(2) 判断理由	57
ア 契約書第 5 条違反	57
(ア) 令和 6 (2024) 年 4 月以前	57
(イ) 令和 6 (2024) 年 4 月以降	58
(ウ) 小括	58
イ 違法性の検討	58
(ア) はじめに	58
(イ) 違法性	58
(3) 燃料油の代金の精算及び支払方法が放置されていた原因	59
 第 7 令和元 (2019) 年度から令和 6 (2024) 年度の燃料油の価格状況につ	
いて	60
 1 認定事実	 60
(1) 契約書記載の燃料油の価格決定について	60
(2) 燃料油の価格決定の実態について	60
ア 本件協同組合	60
イ 奈良県農業協同組合について	61
ウ 大和ガス住宅設備株式会社について	61

(3) 燃料油の価格に関する執行機関の調査について	61
(4) 燃料油の価格の妥当性	61
2 特別委員会の判断とその理由	62
第8 事務の改善の検討	63
1 一般競争入札を導入する	63
2 調達行政に関する随意契約の見直し	63
3 執行機関の意思形成過程の記録化	63
4 内部公益通報制度について	64
第9 調査経費	65
1 議決額（予算）	65
2 要した費用（決算見込み）	65

略語

- ・ 法_____地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
- ・ 令_____地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）
- ・ 市契約規則_____橿原市契約規則（昭和 39 年 8 月 12 日規則第 7 号）
- ・ 市会計規則_____橿原市会計規則（昭和 39 年 11 月 2 日規則第 10 号）
- ・ 市事務専決規程_____橿原市事務専決規程（平成 9 年 4 月 1 日訓令甲第 13 号）
- ・ 市行政手続条例_____橿原市行政手続条例（平成 8 年 12 月 20 日条例第 28 号）
- ・ 最高裁昭和 62 年判決_____最高裁昭和 62 年 3 月 20 日第二小法廷判決（民集 41 卷 2 号 189 頁）
- ・ 塩野行政法 I _____塩野宏『行政法 I（第六版補訂版）』（有斐閣・2024 年）
- ・ 逐条地方自治法_____松本英昭『新版逐条地方自治法第 9 次改訂版』（学陽書房・2017 年）
- ・ 地方財政法逐条解説_____石原信雄、二橋正弘『新版 地方財政法逐条解説』（ぎょうせい・2000 年）
- ・ 地方財政小辞典_____石原信雄、嶋津昭監修、地方財務研究会編集『六訂地方財政小辞典』（ぎょうせい・2011 年）
- ・ 碓井公共契約法精義_____碓井光明『公共契約法精義』（信山社・2005 年）
- ・ 協同組合法逐条解説_____全国中小企業団体中央会編『第二次改訂版 中小企業等協同組合法逐条解説』（第一法規・2016 年）
- ・ 地方自治判例百選_____小幡純子、斎藤誠、飯島淳子編『地方自治判例百選〔第 5 版〕』（有斐閣・2023 年）

以上

第1 事案の概要

1 燃料油（白灯油、LP ガス）の購入

橿原市（以下単に「市」という。）と橿原プロパンガス商工協同組合（以下「本件協同組合」という。）との間で、随意契約による方法により、燃料油（白灯油、LP ガス）の購入に関する契約（以下「本件契約」という。）が締結された。

本件契約の締結事務には、以下の問題点があった。

- ① 本件契約が随意契約を締結する要件を満たしているか。
- ② 本件契約の条項に従って、燃料油の購入代金が支払われているか。
- ③ 市が本件協同組合から購入している燃料油の価格は妥当か。

2 調査の議決

予算特別委員会による令和 6（2024）年度一般会計予算の審議において、市が締結する燃料油¹購入契約については、当該契約内容が適正であるか否かという疑念が完全に払拭されることがなかった。

そのため、橿原市議会（以下単に「市議会」という。）は、令和 6 年 3 月 27 日、法第 100 条第 1 項に基づく詳細な調査を行うことによって、事実関係を解明し、市の事務の改善につなげる必要があるため、燃料油の購入契約に関する 100 条調査を行うこと及び特別委員会の設置等につき、下記の通り、決議（以下「本件議決」という。）を行なった。

記

1 調査事項

燃料油（白灯油、LP ガス）の購入契約に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により委員10名

¹ 本報告書では、白灯油、LP ガスをいう。LP ガスは、油ではないが、市は、本件契約において、白灯油及び LP ガスを燃料油として取り扱っているので、本報告書において、これに従う。

で構成する燃料油（白灯油、LPガス）の購入契約に関する100条調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を燃料油（白灯油、LPガス）の購入契約に関する100条調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

燃料油（白灯油、LPガス）の購入契約に関する100条調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、令和6年度においては、100万円以内とする。

以上

第2 調査事項

1 調査の及ぶ範囲

(1) 100条調査権

普通地方公共団体の長が随意契約の方法で動産を購入することは、当該長による予算の執行（法第149条第2号）であり、財産の取得（同条第6号）であって、当該長が執行する普通地方公共団体の事務に該当する（法第148条）。

他方、普通地方公共団体の議会は、予算・決算の議決権（法第96条第1項第2号、第3号）を含む議決権のほかに、広汎な執行機関に対する監視権を有している。

法第100条第1項に基づく調査権（以下「100条調査権」という。）は、議会が条例制定権、予算審議会その他の権限を有効かつ適切に行使することができるように認められた付随的、補助的な権限であって、普通地方公共団体の事務全般にわたって及ぼすことができると解されている。

そうすると、普通地方公共団体の長が随意契約の方法で動産²を購入する事務の執行状況、当該執行の当・不当及び違法性の有無並びに不当性又は違法性が認められた場合の事務の改善を含む対応策の検討は、原則として、100 条調査権の及ぶ範囲に含まれると解される。

(2) 本件の場合

燃料油の購入契約に関する事項は、普通地方公共団体の長が随意契約の方法で動産を購入する事務に含まれるので、100 条調査権の及ぶ範囲に含めることができる。

そして、本件議決の趣旨から、本件議決に基づく 100 条調査権の範囲には、燃料油の購入契約に関する事項についての市の事務の執行状況、当該執行の当・不当及び違法性の有無並びに不当性又は違法性が認められた場合の事務の改善を含む対応策の検討も含まれる。

2 解明されるべき事実

本件議決に基づく特別委員会の調査事項は、燃料油の購入契約に関する事項であるところ、特別委員会は、本件議決の趣旨及び特別委員会での調査結果を踏まえ、当該調査事項について解明されるべき事実関係は、より具体的には、次の三つの事項であると考ええる。

- ① 本件契約が随意契約による方法によって締結された理由について。
- ② 本件契約における代金の精算及び支払方法について。
- ③ 2019（令和元）年度³から 2024（令和 6）年度までの燃料油の価格状況について。

² 購入後、法第 239 条第 1 項の「物品」となる。

³ 残されている資料等を考慮して 2019 年度以降に対象を絞ることとする。

第3 特別委員会の開催状況

1 特別委員会の開催状況

別紙「特別委員会開催状況について」のとおり。

2 特別委員会が提出を求めた記録及び提出状況

(1) 法第100条第1項で提出を求めた記録及び提出状況

ア 市

○提出を求めた記録（令和6年3月29日請求）

- 橿原市への請求がいつから橿原プロパンガス商工協同組合になっているのか、また毎月の単価を決める会議に誰が参加していたのか、そして単価はどのように決まっているのかが記された過去5年分の議事録もしくはそれがわかる書類一式
- JAが白灯油、LPガスを供給することになった理由がわかる書類一式
- JAへの支払いが可能になった起案一式ならびに支払いが可能であることを証する資料一式
- 大和ガスが白灯油、LPガスを供給することになった理由がわかる書類一式
- 大和ガスへの支払いが可能になった起案一式ならびに支払いが可能であることを証する資料一式

○提出状況

令和6年4月25日提出（一部については令和6年7月18日付で追加提出）

○提出を求めた記録（令和6年5月1日請求）

- 平成26年度から現在までの各年度別事業者別白灯油、LPガス支払い金額一覧（JA、大和ガスも含む）
- 白灯油、LPガスに関する公職者の要望の一覧及び公表に至るま

での協議した経過記録が記載している書類一式

- 令和元年度から現在までの白灯油、LP ガスに関する事案で庁内会議（協議）した記録簿等資料一式

○提出状況

令和 6 年 5 月 16 日付で提出

○提出を求めた記録（令和 6 年 7 月 4 日請求）

- 令和 5 年度以外の燃料油（白灯油、LP ガス）の購入に関する契約書
- 燃料油（白灯油、LP ガス）の購入に関する契約締結の際に作成した起案文書
- 過去の年度分も含め、市が橿原プロパンガス商工協同組合と随意契約を締結する理由が記載された起案文書等
- 市が随意契約を締結する際の行政規則等（あるもの全て）
- 令和元年度から令和 4 年度までの燃料油（白灯油、LP ガス）の購入に関する支出負担行為兼支出命令
- 令和元年度から令和 5 年度までの橿原プロパンガス商工協同組合が登録業者として登録されている資料
- 令和元年度から令和 5 年度までの橿原プロパンガス商工協同組合が登録業者として申請した際に、市に提出した資料
- 市と橿原プロパンガス商工協同組合が締結した燃料油（白灯油、LP ガス）の購入に関する契約に関する法務専門官あるいは市の顧問弁護士の意見等が記載された書類
- 本件問題が顕在化し、支出に関する運用を市長が変更するように指示をしたと伺っているが、それが分かる資料とその運用に関する法務専門官の意見等が記載されている資料

○提出状況

令和 6 年 7 月 18 日付で提出

○提出を求めた記録（令和 6 年 8 月 22 日請求）

- 令和 5 年度の事業者別白灯油、LP ガス支払い金額一覧（JA、大和ガスも含む）

○提出状況

令和 6 年 8 月 28 日付で提出

○提出を求めた記録（令和 6 年 9 月 5 日請求）（回答を求めたもの）

- 令和 6 年 8 月 30 日の燃料油（白灯油、LP ガス）の購入契約に関する 100 条調査特別委員会における証人の答弁内容の確認。
 - ・ 令和 6 年 4 月以降にプロパンガスの検針について、榎原プロパンガス商工協同組合のどの組合員が行っていたのか。また、その確認はどのように行ったのか。
 - ・ 令和 3 年～令和 6 年までの榎原プロパンガス商工協同組合の理事の確認。

○提出状況

令和 6 年 9 月 18 日付で回答

イ 市以外

○提出を求めた記録（令和 6 年 7 月 3 日請求、令和 6 年 7 月 18 日再請求）

- 榎原プロパンガス商工協同組合の中小企業等協同組合法に基づいた下記資料（データでの提出可）
 - ・ 過去 10 年分の各組合員に支払い済みの配当等がわかるもの及び配当金に準ずる組合員への支払い分が分かる書類一式
 - ・ 組合で記録しなければならない組合員名簿
 - ・ 過去 10 年分の理事会の会議記録

- ・ 過去 10 年分の主務省令で定める各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、余剰金処分案又は損失処理案、高橋商店への支払伝票
- ・ 定款及び規約
- ・ 過去 10 年分の総会資料
- 会社法第 435 条第 2 項に基づき作成された株式会社吉川ガスセンターの下記資料過去 10 年分（データでの提出可）
 - ・ 計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの）
 - ・ 事業報告書
 - ・ 附属明細書
- 株式会社高橋商店の下記資料
 - ・ 過去 10 年分の檀原プロパンガス商工協同組合への納品書及び請求書
 - ・ 過去 10 年分の檀原市への納品書及び請求書
 - ・ 令和 6 年 3 月以降の燃料油（白灯油、LP ガス）の購入に関する契約書に基づく納品書及び請求書

○提出状況

提出無し

(2) 法第 100 条第 10 項で提出を求めた記録及び提出状況

○提出を求めた記録（令和 6 年 8 月 1 日請求）

- 檀原プロパンガス商工協同組合の下記資料
 - ・ 檀原市との燃料油（白灯油、LP ガス）の購入に関する契約に基づく過去 10 年分の高橋商店への支払伝票（データでの提出可）
- 株式会社高橋商店の下記資料

- ・ 過去 10 年分の橿原プロパンガス商工協同組合への納品書及び請求書
- ・ 過去 10 年分の橿原市への納品書及び請求書
- ・ 令和 5 年 4 月 1 日付け「令和 5 年度 燃料油（白灯油、LP ガス）の購入に関する契約書」に基づく 6 社への納品書及び請求書

○提出状況

提出無し

○提出を求めた記録（令和 6 年 8 月 1 日請求）

- 過去 5 年分の橿原プロパンガス商工協同組合の総会資料

○提出状況

4 年分（第 44 回「令和 3 年 5 月 19 日」～第 47 回「令和 6 年 5 月 24 日」）の通常総会議案の提出

○提出を求めた記録（令和 6 年 9 月 6 日請求）

- 橿原プロパンガス商工協同組合の下記資料（データでの提出可）
 - ・ 令和 2 年、令和 3 年、令和 4 年、令和 5 年及び令和 6 年の総会及び理事会の議事録
 - ・ 令和 2 年、令和 3 年、令和 4 年、令和 5 年及び令和 6 年の中小企業等協同組合役員変更届書
 - ・ 令和 2 年、令和 3 年、令和 4 年、令和 5 年及び令和 6 年に作成された役員就任承諾書
 - ・ 令和 2 年、令和 3 年、令和 4 年、令和 5 年及び令和 6 年に提出された役員辞任届

○提出状況

提出無し（組合から回答の通知あり）

第4 法令上の規制

1 普通地方公共団体の契約締結等の権限

(1) 普通地方公共団体の長

普通地方公共団体の長は、契約の締結権限を有し、契約の締結方法⁴を決める権限を有する。⁵

(2) 市の場合

ア 橿原市長

市においては、契約の締結権限を有し、契約の締結方法を決める権限、すなわち、本件契約の締結の権限は、橿原市長（以下単に「市長」という。）にある。

イ 市事務専決規程について

市事務専決規程第7条1項では、部長、副部長、課長、主幹及び施設長の専決事項について規定し、別表の「番号」35で「**予算執行伺その他の施行又は実施の決定**」について定めているところ、具体的な内容としては次のとおりである。

設計金額又は積算金額 500 万円以上 1000 万円未満の決定	副市長
設計金額又は積算金額 200 万円以上 500 万円未満の決定	部長
設計金額又は積算金額 200 万円未満の決定	副部長

⁴ 法第234条第1項が規定する売買、請負等の契約の締結の方法は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約及びせり売りである。

⁵ 法第147条、第148条、第149条第2号、第234条第1項、第2項、令第167条の2。

2 契約締結に関する法令上の規制⁶

(1) 一般的な規制

ア 法第2条第14項

法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定める。

同条項は、地方公共団体の事務処理に当たっての基本原則として、「最少経費最大効果」の原則が強く要請されることを規定している。⁷

法第2条第14項は、普通地方公共団体の契約締結行為にも適用される規制である。

イ 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第4条第1項

地方財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定めている。

本来、歳出予算は、執行機関に支払を可能ならしめ、かつ、支出の最高限度額として執行機関を拘束するものであって、支出額自体を定めるものではないところ、同項は、予算の執行において、執行機関がその目的達成のための必要かつ最少の限度を超えて支出してはならないことを規定している。⁸

⁶ 「規制規範」とは「ある行政活動のある行政機関がなしうることを前提として、その適正を図るために規律を設ける、というものである。」（塩野行政法Ⅰ82頁）。

⁷ 「第十四項は、地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき指針である。住民の福祉を増進することは、そもそも地方公共団体の存立の第一義的な目的であり、これに努めなければならないことはいうまでもないことである。同時に地方自治は、住民の責任とその負担によって運営されるものである以上、常に能率的かつ効率的に処理されなければならない。すなわち「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが常に強く要請される。本項はこの面での地方自治運営の基本原則を規定したものである。」（逐条地方自治法70～71頁。）。

⁸ 「第一項【地方財政法第4条第1項】（【】内は引用者注。以下同じ。）は、経費の支出に関する規制である。地方公共団体の経費は、法【地方財政法】第三条第一項の

地方財政法第4条第1項は、普通地方公共団体が経費の支出を伴う契約をする場合に、適用される規制である。

(2) 契約の締結に特有の規制

ア 一般競争優先主義

(ア) 法の原則

法第 234 条第 1 項は、売買、請負等の契約の締結の方法について、一般競争入札⁹、指名競争入札¹⁰、随意契約¹¹又はせり売り¹²によるもの

規定に基づき、「法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準により算定」され、予算に計上されるものであるが、本来歳出予算は執行機関に支払を可能ならしめ、かつ、支出の最高限度額として執行機関を拘束するものであって、支出額自体を定めるものではないのはもちろんである。そこで、本項は、予算の執行においても、その目的達成のための必要かつ最少の限度をこえて支出してはならないとするものである。「その目的」とは、個々の経費の支出目的を指す。予算編成後の情勢の変化により、当初定めた額に満たない額をもって目的を達することができる場合もあるであろう。すなわち、予算の執行に当たっては、個々の具体的な事情に基づいて判断し、最も少ない額をもって目的を達するように努めるべきことは、執行機関に課された当然の義務である。なお、本項の規定は、地方自治法第二条第十四項に掲げる「最少経費による最大効果」の原則を、予算執行の立場から簡潔に表現したものということができる。また、「必要且つ最少の限度」の判定の基準は、個々の経費について個々具体的に判定されるべきであって、抽象的に基準を設けることはできないが、その判定に当たっては、広く社会的、政策的ないし経済的見地から総合的にこれをなすべきである。」（地方財政法逐条解説 31～32 頁）。

⁹ 一般競争入札とは、「公告によって一定の資格を有する不特定多数の者を誘引し、参加の申込みを入札の方法により競争させ、申込者のうち地方公共団体に最も有利な条件を提示した者を選定して、その者と契約を締結する方法である。」（地方財政小辞典 9 頁）。

¹⁰ 指名競争入札とは、「地方公共団体が契約を締結する方法のひとつで、地方公共団体が、資力、信用その対について適当であると認める複数の者を選択により指名し、その特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提示した者を契約の相手方とし、その者と契約を締結する方法をいう。」（地方財政小辞典 283 頁）。

¹¹ 随意契約とは、「地方公共団体が、競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定し、その者を相手方として売買その他の契約を締結する方法をいう。」（地方財政小辞典 323 頁）。

¹² せり売りとは、「売買対象物の価格を、買受者間で口頭によりせり上げ又はせり下げて競争させ、最も有利な価格を表示した者を相手方として契約を締結する方法」「せり売りも、契約の競争締結の一種であるが、競争者が互いに他の競争者（入札参加者）の呈示する内容すなわち入札価格を全く知ることができない状態の中で行われる一般競争入札や指名競争入札とは根本的に異なる。」（地方財政小辞典 340 頁）。

とし、同条2項は、指名競争入札以下の方法を政令で定める場合に該当するときに限っている。

契約締結の方法についての法の原則は、「一般競争優先主義」¹³と呼ばれる。

(イ) 最高裁判決

一般競争優先主義について最高裁昭和62年判決は、次の通り、説明している。

地方自治法（以下「法」という。）二三四条一項は「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とし、同条二項は「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」としているが、これは、法が、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置づけているものと解することができる。

普通地方公共団体の締結する契約については、その経費が住民の税金で賄われること等にかんがみ、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置付けているものと解することができる。

すなわち、法は、普通地方公共団体による契約の締結につき、一般競争優先主義を採用することによって、機会均等、公正性、経済性（価格の有利性）を公益として保護しようとしている。

¹³ 碓井公共契約法精義 65～66 頁。

イ 随意契約

(ア) 随意契約とは

「随意契約」¹⁴とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の者を選定し、その者を相手方として売買その他の契約を締結する方法をいう。

逐条地方自治法 921～922 頁は、随意契約について、次のとおり、説明する。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比しさらに手続が簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なくてすみ、しかも相手方が特定したものであるため競争入札によってはそのすべてをみたすことのできないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力等を熟知のうえ選定することができるから、その運用さえよければよくその長所を発揮し、所期の目的を達成することができる。しかしながら、いつたんその運用を誤ると相手方が固定化し、しかも契約自体が情実に左右され、公正な取引の実を失する虞もある。

(イ) 随意契約によることができる場合

a 一般競争優先主義の例外

随意契約は、一般競争優先主義の例外であるので、随意契約によることができる場合について、令第 167 条の 2¹⁵は、九の要件に該当

¹⁴ 「「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の者を選定し、その者を相手方として売買その他の契約を締結する方法をいう。」（逐条地方自治法 921 頁）。

¹⁵ （随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修

する場合に限っている。

b 随契理由

普通地方公共団体は、締結しようとする契約が令第 167 条の 2 第 1 項所定の場合に該当するか否かを判断し、該当しないと判断した場合には、随意契約による方法で契約を締結してはならない。

普通地方公共団体が締結しようとする契約につき令第 167 条の 2 第 1 項所定の場合に該当すると判断した場合、その判断理由は、随契理由と言われることがあるが、本報告書でもその意味で随契理由という言葉を使用する。

c 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号

令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、一般競争優先主義の例外として随意契約によることができる場合について、次のとおり、定める。

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

この点、逐条地方自治法 922 頁は、次のとおり、説明している。

金額の少額な契約についてまで競争入札を行うことは、事務量が増え、能率的な行政運営を阻害することから、契約の

理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 （略）

四 （略）

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

（せり売り）

種類に応じた一定の金額以内のものについては、随意契約によることができることとされている。本法施行令は各地方公共団体が定める規則の基準を定めているのであって、随意契約によることができると場合の具体的な基準は、本法施行令の基準の範囲内で各地方公共団体の自主的な判断に委ねられている。

令で定める額は、次のとおりである（令別表第五）。

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250 万円
	市町村 ¹⁶	130 万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160 万円
	市町村	80 万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80 万円
	市町村	40 万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市	80 万円
	市町村	40 万円
五 物件の貸付け		30 万円
六 前各号に掲げるもの 以外のもの	都道府県及び指定都市	100 万円
	市町村	50 万円

なお、第二号の「財産」には、不動産、動産の有体財産のみならず、特許権等の無体財産権をも含むものと解されている。¹⁷

d 令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

(a) その性質又は目的が競争入札に適しないもの

令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は、一般競争優先主義の例外として随意契約によることができる場合について、次のとおり、定める。

¹⁶ 指定都市を除く（以下「この表において同じ。」）。

¹⁷ 逐条地方自治法 923 頁。

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この点、逐条地方自治法 923～924 頁は、次のとおり、説明している。

「普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払」う場合に随意契約によることができるとするのは、このような契約の目的が競争入札に適しないからである。つまり、普通地方公共団体が必要とする物品で、ある特殊な物品を納入させる契約を締結するような場合、その物品を業者が製造するについては、当該普通地方公共団体がもっている原材料をその業者に売払ったうえで、その原材料を使用して物品を製造させた方が業者にとってもまた地方公共団体にとっても有利であるという場合、あるいはそうせざるを得ないような場合がある。そのような場合に、普通地方公共団体が原材料を業者に売り払う契約を締結するに際し、競争入札の方法によるというようなことはおよそあまり意味がない。したがって、かかる契約は競争入札に適さず随意契約によることができるとするものである。

「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する事例としては、例えば、

ア 普通地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき。

イ 運送または保管をさせるとき

ウ 農場、工場、学校、試験所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。

エ 非常災害による罹災者に普通地方公共団体の生産に係る建築

材料を売り払うとき。

オ 罹災者またはその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を
売り払いまたは貸し付けるとき。

カ 外国で契約を締結するとき

キ 学術または文化、芸術等の保護奨励のため必要な物件を売り
払いまたは貸し付けるとき。

ク 土地、建物または林野もしくはその産物を特別の縁故がある
者に売り払いまたは貸し付けるとき。

ケ 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れもしくは
製造をさせまたは土地もしくは建物を借り入れるとき。

コ 公債、債券または株式の買入れまたは売払いをするとき。

等である。

(b) 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第 99 条第
18 号について

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第 29 条の 3 第 5 項は、次
のとおり、定める。

契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合に
おいては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めると
ころにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

そして、予算決算及び会計令第 99 条柱書及び第 18 号は、次のと
おり、定める。

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約に
よることができる場合は、次に掲げる場合とする。

十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合
会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成の
ためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

予算決算及び会計令第 99 条第 18 号は、事業協同組合等についての保護育成のための随意契約の締結を認めているところ、この規定は、会計法第 29 条の 3 第 5 項について政令で随意契約ができる場合を定めるものであって、同条第 4 項¹⁸についてのものではないので、同項と同様の規定である令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の解釈の参考にならないと解される。

この点、最高裁昭和 62 年判決は、政策目的を理由とした随意契約まで認めるものではないと解されており、その結果、平成 16 年に令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号が追加されたとの経緯が説明されている。¹⁹

そうすると、国において、予算決算及び会計令第 99 条第 18 号があるからといって、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の解釈として事業協同組合等についての保護育成のための随意契約の締結が認められると解するべきではない。

(ウ) 裁量権（令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

締結しようとする契約が令第 167 条の 2 第 1 項所定の場合に該当す

¹⁸ 会計法

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② 略

③ 略

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

¹⁹ 「同判例（最高裁昭和 62 年判決。引用者注）は、政策目的を理由とした随意契約まで認めるものではないと解されることから、この類の契約が一般的に(2)の要件（「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の要件。引用者注）に該当するものではないと判断され、規定が追加されたものである。」（逐条地方自治法 926 頁）。

るか否かを判断することは、普通地方公共団体の長の裁量権に委ねられている。

すなわち、最高裁昭和 62 年判決は、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（現行。判決時は、令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号であった。）該当性の判断について、次のとおり、判示している。

そのような（一般競争優先主義の）²⁰例外的な方法の一つである随意契約によるときは、手続が簡略で経費の負担が少なくてすみ、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、令一六七条の二第一項は前記法の趣旨を受けて同項に掲げる一定の場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を許容することとしたものと解することができる。ところで、同項一号²¹に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、原判決の判示するとおり、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定する

²⁰ 括弧内引用者。

²¹ 現在は、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号。

ことが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項一号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。

ウ 兼業の禁止

(ア) 兼業禁止

a 規定

厳密には契約締結の規制ではないが、関連する法律として、法第92条の2は、次のとおり、普通地方公共団体との一定の取引につき、当該普通地方公共団体の議会の議員が当該取引の相手方等となることを、次のとおり、禁じている。

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第百四十二条、第百八十条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十二号において同じ。）

をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

b 請負の意義

逐条地方自治法 358～359 頁は、請負の意義について、次のとおり、説明する。

二 「請負」の意義については、当事者の一方が或る仕事を完成し、相手方がその仕事の結果に対してこれに報酬を与えることを約束するという民法所定の請負のみならず、いやしくも営業として、地方公共団体に対して物件、労力などを供給することを目的としてなされる契約をもすべて含むものと解する。すなわち、本来の意味での請負のみならず、ひろく業務として行われる経済的ないし営利的な取引契約をすべて含むと解するのが最も妥当である（大判 明三七。行裁宣告 明四五、大一。モーターボート競走会が地方公共団体の委任を受けて施行する場合の委任も請負に該当する。最高裁昭三二、一二、三）。何故ならば、本条の規定は、普通地方公共団体の議会の議員が当該団体の具体的な請負契約の締結に対する議決等に参加することにより直接間接に事務執行に関与するものである以上は、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保するために普通地方公共団体の長等と同様、当該普通地方公共団体との間において、請負関係に立つことを禁止しようとするものであるから、それが民法所定の請負のみならずその他経済的ないし営利的な取引関係に立つこととなれば、当該普通地方公共団体の公正な

運営を期待することが困難となる虞れがあるわけであり、それが民法所定の請負関係であると、その他の経済的ないし営利的な取引関係であると、その間になんらの相違はないからである。このように民法所定の請負のみならず、ひろく営業としてなされる経済的ないし営利的な取引契約も含まれるとしても、一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものでなければならぬのであつて、現金売買等のように、例えば、たまたま臨時にセメントなどの物品を現金売却するような単なる一取引をなすに止まるものは「請負」には該当しないと解するべきであろう（前記大判 明三七。行裁宣告 明四五）。

c. 燃料油の購入

燃料油の購入が一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものである場合、当該購入は、法第 92 条の 2 所定の「請負」に該当する。

（イ）政令で定める額

法第 92 条の 2 の「各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額」について、令第 121 条の 2²² は、300 万円と定めている。

（ウ）失職事由

また、法第 127 条は、以下のとおり、当該議員が法第 92 条の 2 の規定に該当すると議会が決定した場合には、失職事由となることを定めている。

第二百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき、又は第九十二条の二（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の

²² 第二百二十一条の二 地方自治法第九十二条の二に規定する政令で定める額は、三百万円とする。

規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

- ② 前項の場合においては、議員は、第百十七条の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。
- ③ 第百十八条第五項及び第六項の規定は、第一項の場合について準用する。

(3) 市の規制

ア 市契約規則

(ア) 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の予定価格

市は、法令に定めるもののほか、売買、貸借、請負その他の契約に関し必要な事項について、市契約規則を定めている（市契約規則第 1 条）。

市契約規則第 16 条第 1 項は、令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の予定価格について、次のとおり、定めている。

一 工事又は製造の請負	130 万円
二 財産の買入れ	80 万円
三 物件の借入れ	40 万円
四 財産の売払い	30 万円
五 物件の貸付け	30 万円

六 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円
------------------	-------

市においては、80 万円以下の動産の買入れについては、令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の該当性が認められる。

(イ) 見積書の提出

市契約規則第 16 条では、随意契約の手続的な規制について定めているところ、同条第 2 項では、原則として、2 名以上の者から見積書を徴収しなければならないとされている。

市契約規則が原則として複数の見積書の徴収を求めている趣旨は、随意契約における対価の額の適正（経済性）を確保することにあると解される。²³

イ 市行政手続条例

市行政手続条例第 1 条第 1 項は、その目的等につき、次のとおり、定める。

この条例は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 46 条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

市行政手続条例第 1 条第 1 項は、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図ることを、市民の権利利益の保護に資するものとして、公益に位置付けている。

市行政手続条例は、直接には処分、行政指導及び届出に関する手続を規制するものであるが、公正の確保と透明性の向上は、契約の締結を含

²³ 東京地裁令和 2 年 1 月 31 日判決（判例時報 472 号 80 頁）参照。

む行政運営一般における指導原理である。

第5 本件契約が随意契約による方法によって締結された理由について

1 認定事実

特別委員会は、執行機関から提出のあった資料、特別委員会が収集した資料及び証人の証言から以下の事実を認定した。

(1) 燃料油の購入

ア 概要

令和元（2019）年度から令和6（2024）年度（～令和6（2024）年4月30日）までの間、市の燃料油の購入代金の支払金額等の概要は、次のとおりである。

燃料油購入の概要（2019～2024年度）

業者名	契約締結の方法	契約書の有無	購入総額***	備考
本件協同組合*	随意契約	有**	236,296,442 円	本件契約
大和ガス住宅設備（株）	随意契約	無	248,756 円	非組合員
奈良県農業協同組合	随意契約	無	180,788 円	非組合員

* 組合員 サカモトガス(株)、藤川商店、吉田水道工業所プロパン部、田中燃料店、東嶋商事(株)、ハシモトガスショップ、増田燃料、(株)吉川ガスセンター、(株)高橋商店、(株)前田商店、松井米穀燃料店、土井石油(株)、阪奈堀川ガス(株)樫原営業所、松村燃料店。

** ただし、令和元（2019）年度及び令和2（2020）年度は、契約書なし。

*** 各年度の支払状況は別紙「行政文書の資料請求について」（令和6年5月1日付け樫議第189号）（回答）」のとおり。なお、本件協同組合の購入総額のうち34,582,775円については、本件協同組合ではなく、組合員に直接支払われていた。その内訳は、次のとおり。

サカモトガス(株)	3,639,768 円
藤川商店	4,681,825 円

東嶋商事（株）	1,151,322 円
ハシモトガスショップ	2,074,834 円
増田燃料	16,227,471 円
（株）高橋商店	956,595 円
（株）前田商店	1,346,776 円
松井米穀燃料店	2,060,271 円
松村燃料店	2,443,913 円

イ 契約の方法

（ア）本件契約

記録上、令和 3（2021）年度から令和 6（2024）年度（～令和 6（2024）年 4 月 30 日）までの間、市の本件協同組合からの燃料油の購入は、随意契約の方法で締結されていたことは明らかである。

燃料油の購入についての市と本件協同組合との間の取引開始時期については、後述するが、平成 22（2010）年度から現在まで継続して取引がなされていたと考えられ²⁴、また、特別委員会による調査においても、その間に取引が途切れたことや随意契約以外の方法で契約が締結されたことを示す事情は窺われなかった。

そうすると、本件契約は、すべて随意契約の方法で締結されていたものと考えられる。

（イ）その他の契約

いずれも随意契約による方法で契約を締結しているところ、市は、購入に際して、大和ガス住宅設備（株）及び奈良県農業協同組合との間で契約書、発注書等の文書を作成しておらず、口頭での契約となっ

²⁴ 本件契約が締結された各年度（令和 3（2021）年度～令和 6（2024）年度）の「予算執行伺書」に添付されている「選定理由書及び経過報告書」の「選定理由」における「当該業務開始年度 平成 22 年度」の記載。

ていた。

これらの契約については、随契理由としては、令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当するものと解される。

もっとも、契約書、発注書等の文書が作成されておらず、特別委員会の調査においても、執行機関は、随契理由等を明確に説明することができなかった。²⁵

(2) 本件契約について

ア 本件契約の発注者

(ア) 市

本件契約の発注者は、市（行政主体）である。

(イ) 本件契約の締結権限者

a 市長

本件契約の締結の権限は、市長にあるところ（法第 149 条第 2 号）、本件契約締結の権限は、専決により補助職員が行っていると説明されている（令和 6 年 8 月 30 日会議録 3 頁）。

b 執行機関

契約の締結事務には、本来の権限者である市長をはじめ、その専決を受けた補助職員を含む複数の市職員が関わっている。

以下、市長及び市において契約事務に携わる者を「執行機関」と総称する。

c 専決者について

市事務専決規程第 7 条第 1 項では、部長、副部長、課長、主幹及

²⁵ 「●佐藤太郎委員長

もう 1 回ちょっと確認なんですけど、補償というお話は分かりました。随契か随契じゃないか、どちらですか。

●資産経営課長 引き続いてお答えさせていただきます。

随契という形ではございません。」等（令和 6 年 11 月 26 日会議録 2 頁等）。

び施設長の専決事項について規定し、別表の「番号」35で「**予算執行伺その他の施行又は実施の決定**」について定めているところ、本件契約の締結についての各年度の予算執行伺書には、「設計金額」を記載する欄があり、執行機関はその金額によって、末尾の表のとおり、専決者を決定していた。

令和3（2021）年度から令和5（2023）年までは、次のとおり、単価表記載の1立米当たりの単価を合計した金額を「設計金額」としていた。

令和6（2024）年度については、専決権者は、次のとおりとなっていた。

令和3年度～令和5年度	副部長
令和6年度	4月1日～6月30日 部長 7月1日～翌年3月31日 副市長

イ 本件契約の受注者

（ア）受注者

本件契約の受注者は、本件協同組合である。

（イ）中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

a 事業協同組合

中小企業等協同組合法は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的と

して（中小企業等協同組合法第 1 条）、中小企業等協同組合の一つとして、事業協同組合（同法第 3 条第 1 号）の設立を認めている。

事業協同組合とは、小規模の事業者によって組織される最も一般的な組合であって、組合員たる小規模の事業者の経営の合理化と取引条件の改善、競争力の維持・向上を主目的として、組合員の事業経営に関する共同事業を行う、いわば小規模事業者の共同経営体である。²⁶

b 政治的中立の原則

中小企業等協同組合法第 5 条では、事業協同組合を含む組合の基準及び原則について定めているところ、同条第 3 項は「**組合は、特定の政党のために利用してはならない。**」と規定する。

中小企業等協同組合法第 5 条第 3 項の趣旨は、以下のとおりである。

「組合は経済団体であって、政治団体ではない。政治に関与し、これに進出することは組合の目的とするところではない。この基本的性格を逸脱して組合が政治団体化し、特定の政党の党利党略に利用されることは、組合の本来の目的からして当然禁止されるべきであり、本項は、そのことを示したいいわゆる訓示的規程（このような考え方のもとに行動すべきことを宣言した規定であり、罰則等の不利益な法律行為には結びつかない。）である。したがって、組合の名において特定の公職選挙の候補者（組合の役職員が候補者である場合を含む。）を推薦したり、総会等において特定の候補者の推薦や特定政党の支持を議決することなどは許されない。」²⁷

²⁶ 協同組合法逐条解説 7 頁。

²⁷ 協同組合法逐条解説 13 頁。

(ウ) 本件協同組合

a 事業協同組合

本件協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき、昭和 53 年 4 月 11 日に設立された事業協同組合（中小企業等協同組合法第 3 条第 1 号）である。

本件協同組合は、橿原市入札参加資格者名簿に登録されているが、組合員は橿原市入札参加資格者名簿に登録されていない（令和 6 年 4 月 25 日会議録 5 頁）。

b 本件協同組合の目的

本件協同組合の目的は、「組合員が取扱う LP ガス・燃料及び関連器具の共同販売及び共同受注」等である。

「**共同事業**」（中小企業等協同組合法第 9 条の 2 第 1 項第 1 号）には、「共同受注」も含まれ、「**組合員との取引関係においても、委託形式に限られることなく、買取形式、先約形式等いろいろな方法を取ることができる。**」²⁸

c 組合員である事業者に関する市議会議員

本件協同組合の組合員は 14 事業者（サカモトガス（株）、藤川商店、吉田水道工業所プロパン部、田中燃料店、東嶋商事（株）、ハシモトガスショップ、増田燃料、（株）吉川ガスセンター、（株）高橋商店、（株）前田商店、松井米穀燃料店、土井石油（株）、阪奈堀川ガス（株）橿原営業所、松村燃料店）²⁹である。

（株）吉川ガスセンターも本件協同組合の組合員であり、令和 3（2021）年 2 月から現在まで市議会議員を務める吉川ひろお氏（以下「吉川議員」という。）が代表取締役を務めていた。³⁰なお、（株）

²⁸ 協同組合法逐条解説 36 頁。

²⁹ 記録上確認できる令和 3（2021）年度以降の組合員。

³⁰ 登記簿謄本上、吉川議員は遅くとも平成 29 年 6 月からは（株）吉川ガスセンターの

吉川ガスセンターが本件協同組合の組合員となった時期は不明であるが、令和 3（2021）年から令和 6（2024）年度は本件協同組合の組合員であった。

また、吉川議員は、少なくとも令和 2（2022）年 5 月から令和 6（2024）年 5 月まで、本件協同組合の副理事長であったと推察される。

この点、本件協同組合の松村宏昭理事長（以下「松村理事長」という。）及び吉川議員は、吉川議員が市議会議員に当選した時点で、本件協同組合の副理事長を辞任したと述べている（令和 6 年 8 月 30 日会議録 4 頁、12 頁）。

しかしながら、吉川議員が市議会議員に初当選したのは令和 3（2021）年 2 月であるところ、議員在職中の令和 4（2024）年 5 月 24 日開催の第 45 回通常総会に提出された議案には、吉川議員を副理事長とする役員改正の議案（第 3 号議案）が含まれていた。

d 公職選挙との関係

本件協同組合は、令和 5（2023）年 10 月に行われた檀原市長選挙において、現職である亀田市長を市長候補として推薦していた。

この点は、市長の選挙のビラからも明らかであるし、当該選挙ビラは、檀原市内の各所にて撒かれていた。また、亀田市長の市政報告会は、本件協同組合の主たる事務所の所在地（檀原市飯高 244 番地の 1）で実施されており、吉川議員がこれを告知していた。

ウ 本件契約の内容

（ア）内容

本件契約の内容は、概ね、次のとおりである。

① 発注者が購入する燃料油は白灯油と LP ガスである（第 1 条）。

- ② 発注者が購入する燃料の規格は政令の規格に基づく（第 2 条）。
- ③ 発注者が燃料油を購入する場合、担当業者（組合員）に購入量を示し、組合員が納入する（第 3 条）。
- ④ 購入燃料単価は、発注者と受注者が月毎に以下のとおり協議して決定する（第 4 条）。

●白灯油

「石油製品価格調査 1. 給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）」の週次調査結果の奈良県地区の価格）を 10 当たりに換算した価格等を参考にして決定し、市営斎場及び昆虫館に納入する白灯油は、決定した価格より 10 当たり 6 円を差引いた価格とする。

●LP ガス

基本料金に従量料金を加えた価格とする。

- ⑤ 毎月の購入価格決定後、担当業者は当月に納入した燃料代金の請求書を速やかに発注者に提出しなければならない、発注者は担当業者から正当な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う（第 5 条）。

（イ）共同受注

本件協同組合の目的には、「組合員が取扱う LP ガス・燃料及び関連器具の共同販売及び共同受注」があるところ、本件契約は、本件協同組合の目的である組合員が取扱う LP ガス・燃料の共同受注に当たる。

この点、本件協同組合の組合員は、「弊社は組合さんの発注に基づいて納入させていただける立場、させていただいている立場」と証言している（令和 6 年 8 月 30 日会議録 9 頁）。³¹

³¹ 本件協同組合において燃料油の「共同受注」とは、売買形式であると考えられる。もっとも、契約書第 5 条では、担当業者は、市に対し、納入した燃料代金の請求書を提出し、市は、当該請求書を受理した日から 30 日以内に支払わなければならないと規定しているので、市及び本件協同組合は、本件契約に基づく燃料油の購入に関して、

エ 随契理由

本件契約の締結された各年度の「予算執行伺書」（ただし、公文書としては令和 3（2021）年度以降しか保存されていない。）に添付されている「選定理由書及び経過報告書」の「選定理由」には、市が本件協同組合と随意契約を締結する理由について、各年度概ね共通して、以下のとおり記載されている。

（「選定理由」）

燃料油（白灯油、LP ガス）においては、市内のどこからでも安定してかつ統一価格で給油できることが重要です。下記業者は檀原市内の該当業者全者が組合員であり業者数の多さから安定した供給が可能、また組合員への連絡や規則等も管理されており統一価格での販売が可能です。以上から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき下記業者と随意契約します。なお、年度当初より購入する可能性がありますので、契約日及び契約期間の開始日を 4 月 1 日とします。

記

業者名 檀原プロパンガス商工協同組合

檀原市飯高町 244- 1

登録カテゴリ その他 その他の物品

当該業務開始年度 平成 22 年度

この選定理由は、市が燃料油を市内のどこからでも安定かつ統一価格で供給を受けることを目的として本件協同組合と契約を締結することは、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の場合に該当するものと判断しており、本件契約における随契理由（以下「本件随契理由」という。）に

委託形式を前提に本件契約を締結したと解する余地もある。

当たるものである。

オ 本件協同組合との取引開始時期

燃料油の購入につき、市と本件協同組合との間の契約が随意契約の方法で締結されたことが遡って記録上確認できるのは、令和 3（2021）年度の契約書までである³²。

この点、それより前の契約書は、公文書の保存期限を過ぎており、確認できないとの報告を執行機関から受けている。

そうすると、随意契約の方法による契約の締結が令和 3 年度よりいつまで遡るのかは明らかではないが（令和 6 年 4 月 25 日会議録 2 頁）、選定理由書及び経過報告書の記載では、「当該業務開始年度」につき「平成 22 年度」と記してあることから、遅くとも平成 22（2010）年度以降は、随意契約の方法で契約が締結されており、随契理由も同じであったと考えられ、執行機関の説明からもそれと異なる契約があったことを窺わせるものはなかった。

カ 随意理由の検討の状況

本件協同組合から燃料油を購入する契約の契約期間は 1 年間であり、平成 22（2010）年度以降、毎年、市は、本件協同組合との間で随意契約の方法により契約を締結しており、随契理由は、本件随契理由と同じであったと考えられる。

もっとも、平成 22（2010）年度時点における随契理由は、記録としては残されておらず、本件随契理由の妥当性が検討された記録も存在しない。

また、平成 23（2011）年度以降令和 6（2024）年度に至るまでの約 13 年間、本件随契理由の妥当性が検討された記録も存在しない。

³² 執行機関の説明によると、契約書の保存年限は 3 年であるから、3 年度分の契約書しか残っていない（令和 6 年 4 月 25 日会議録 4 頁）。

そうすると、平成 22（2010）年度以降、執行機関は、燃料油の購入につき本件協同組合と契約を締結する際に、本件契約の締結が令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の場合に該当するとの判断を行うに当たって、競争入札を排して本件協同組合と契約を締結する理由について調査を行わず、実質的な随契理由の検討をしていなかったと言わざるを得ない。

キ 契約の履行状況の把握

（ア）価格の把握状況

燃料油の購入に関する契約の事務を取り扱う担当部署は、契約検査課であるところ、同課は、発注課がどの業者にいくらの価格で発注していたのか把握していなかった（令和 6 年 4 月 25 日会議録 10 頁）。

その理由として、契約検査課長及び財務部長は、契約と発注は全く別個に動いており、契約検査課としては、発注課がどのような対応をしていたのか、担当課から連絡がない限り、把握できない状況であったと述べている（令和 6 年 4 月 25 日会議録 10 頁）。

（イ）購入先の把握状況

発注課によっては、本件協同組合以外の業者から燃料油を購入して供給を受けていた。すなわち、大和ガス住宅設備（株）及び奈良県農業協同組合からの供給である（令和 6 年 4 月 25 日会議録 8 頁）。

契約検査課は、価格の把握状況と同じ理由で、それぞれの発注課の購入先についても、把握していなかった。

2 特別委員会の判断

（1）判断結果

市が随意契約の方法で本件契約の締結を行った際に、市が当該締結につき令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると判断したことについての執行機関の説明は、合理性を欠いている。

(2) 判断の理由

ア 本件随契理由

随意契約による契約の締結は、一般競争優先主義の例外であるから、普通地方公共団体は、動産の購入につき、随意契約の方法を採用するに当たっては、住民に対し、随契理由を合理的に説明することができなければならない。

本件随契理由によると、燃料油を購入する契約を締結する目的には、燃料油の取得に加えて、市が燃料油を市内のどこからでも安定かつ統一価格で供給を受けることとある。この安定供給・統一価格という契約の目的を考慮して、執行機関は、当該契約の締結につき競争入札に適さないものと考え、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の場合に該当すると判断したと考えられる。

イ 安定供給・統一価格目的

(ア) 動産の購入

普通地方公共団体が動産を購入する場合、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に例示されている「**不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い**」には該当しないことは明らかである。

(イ) その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの

a 普通地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき等

「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する事例としては、既に述べたとおり、「**普通地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき**」等があるとされるところ³³、市が燃料油を市内のどこからでも安定かつ統一価格で燃料油の供給を受けることは、いずれの事例にも該当しない。

³³ 逐条地方自治法 923～924 頁。

b 一般的な商品の購入

ここで、普通地方公共団体が動産を購入するに当たって随契理由を検討のうえ、締結しようとする契約が令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「**その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの**」の場合に該当するか否かを判断するとき、当該動産を区域のどこからでも安定かつ統一価格で供給を受けることを、契約の目的として肯定的に考慮することが許される場合があるかが問題となる。

一般的な商品である動産の購入については、随契理由の検討に当たり、かかる目的を考慮する必要性がある場合はないことに鑑みると、普通地方公共団体が一般的な商品を動産として購入するに当たって、当該動産につき区域内のどこからでも安定かつ統一価格で供給を受けるという目的（以下「安定供給・統一価格目的」という。）を、あえて当該普通地方公共団体の利益の増進につながる公益として掲げて契約の目的として考慮することには、原則として、合理性がないと言わざるを得ない。

(ウ) 燃料油

この点、燃料油の商品特性については、日本全体又は市において、市場全般又は地域的事情によって燃料油が品薄であるという事情が恒常的に存在するとか、燃料油市場においては一物一価の法則が働かないとか、燃料油の一般の商品と異なる特殊性が世間一般に認められているわけではない。また、少なくとも執行機関によってかかる事情が調査され確認された事実は認められなかった。

そもそも、本件協同組合との独占的な取引が開始されたと思われる平成 22（2010）年度以降、執行機関は、燃料油の需給状況等を調査したことはなく、本件随契理由の目的の妥当性を検討もしていなかった。

そうすると、燃料油の購入に当たり、当該動産を、他の一般的な商

品と別異に取り扱うべき理由はなく、燃料油の購入に当たって、安定供給・統一価格目的を、あえて当該地方公共団体の利益の増進につながる公益として掲げて契約の目的として考慮することには、原則として、合理性がないと言わねばならない。

ウ 例外として取り扱うべき事情がないこと

(ア) 執行機関の説明

燃料油を他の一般的な商品と別異に取り扱うべき理由はないにもかかわらず、執行機関は、その購入につき、その他の一般的な商品の購入の場合と異なる例外として取り扱うことについて、合理性を認めるべき事情を何ら説明していない。

(イ) 一般市場からの購入

市における燃料油の購入については、市が一般の市場を通じても燃料油の安定的供給を受けることができたので、安定供給・統一価格目的を契約の目的として考慮する必要性がなかったことを推認させる事情もある。

すなわち、特別委員会の調査の結果、執行機関の一部は、本件協同組合以外の業者から本件契約によらずに燃料油の供給を受けていたことが明らかとなっており³⁴、当該業者は、本件協同組合の組合員ではなかった（令和6年4月25日会議録8頁）。このことは、あえて安定供給・統一価格目的を契約の目的としなくても、一般の市場を通じて、燃料油の供給を受けることができたことを推認させる事情である。

また、燃料油のうち、白灯油の購入燃料単価は、発注者と受注者が月毎に「石油製品価格調査 1. 給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）」の週次調査結果の奈良県地区の価格を参考にして協議することが契約において定められていることから（契約書第4条）、奈良県地区

³⁴ 第5、1、(1)、ア参照。

においては、白灯油の一般市場があることは、発注者と受注者ともに認識していたことは明らかである。

(ウ) その他

安定供給に支障を来たすほどの燃料油の配達が困難であるほどの交通事情を区域内に抱える普通地方公共体は極めて限られてくるところ、市において、かかる事情があると言うことはできず、その他の調査結果を踏まえても、本件随契理由にある契約の目的につき、市の利益の増進につながることを示す事情を見出すことはできない。

エ 小括

以上の通りであり、特別委員会は、市が随意契約の方法で本件契約の締結を行った際に、市が当該締結につき令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると判断したことについての執行機関の説明は、合理性を欠いていると判断した。

執行機関は、燃料油の購入つき一般競争優先主義の例外である随意契約の方法を採用したことにつき市の利益の増進につながることにについて住民の理解を求める努力を怠っており、住民に対して市としての説明責任を果たしていないことは明白である。

3 裁量権の逸脱又は濫用についての検討

(1) 不適切（不当）な判断

前述の通り、市が随意契約の方法で本件契約の締結を行った際に、市が当該締結につき令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると判断したことについての執行機関の説明は、合理性を欠いている。

市が当該締結につき令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると判断したことは、不適切（不当）なものであったと言わざるを得ないが、それが更に裁量権の逸脱又は濫用に当たり、違法とまで言えるかどうかを検討されなければならない。

(2) 公正性、機会均等性

この点、かかる不適切（不当）な判断は、平成 22（2010）年度から現在に至るまで長期にわたって見直されることなく繰り返されており、燃料油の購入につき競争入札に付されることなく、本件協同組合が市との取引を独占的に行うことを市が容認していた。

すなわち、契約書に明文の規定はないが、燃料油の購入に関して、市と本件協同組合との間で独占的に取引されることが本件契約の前提であったと考えられ（令和 6 年 11 月 26 日会議録 5～8 頁）³⁵、実際に、本件協同組合以外の業者との取引も存在したとはいえ、その取引金額と比べると、本件協同組合との取引金額は圧倒的であった。³⁶

その結果、燃料油の購入につき、一般競争入札が行われていたのであれば確保されたであろう、公正性、機会均等性が長期にわたって著しく損なわれたといえる。

(3) 経済性（価格の有利性）

経済性（価格の有利性）については、後述する通り、市の明確な損害を裏付けることは難しいが、市が損害を受けたという疑念が完全に払拭されたわけではない。

この点、本件契約を随意契約による方法にて締結するに当たっても、執行機関の締結行為には、手続上の瑕疵があったことも指摘しなければならない。³⁷

³⁵ 子ども未来課長は、「令和 5 年度末にガスのことで委員会の中でも問題視された中で、関係課と協議をした結果、市で契約を結んでいるところとしなければいけないというルールが市のルールであるということを認識しましたので、令和 6 年 4 月から変えさせていただきました。」と証言しており（令和 6 年 11 月 26 日会議録 7 頁）、同課長が作成したメモには、「市のルールは →契約しているガス協会に加盟する業者への発注をしてほしい」と記載されていた。

³⁶ 第 5、1、(1)、アの表参照。

³⁷ 手続的な瑕疵を裁量権の逸脱濫用の一要素としている事例として、東京地裁令和 2 年 1 月 31 日判決（判例時報 472 号 80 頁）がある。

すなわち、市契約規則第 16 条では、随意契約の手続的な規制について定めているところ、同条第 2 項では、原則として、2 名以上の者から見積書を徴収しなければならないとされている。

しかしながら、執行機関は、本件契約を随意契約による方法にて締結する際、2 名以上の者から見積書を徴収していなかった。なお、燃料油の購入については、見積書の提出は容易であり、燃料油の購入に関する本件契約が「契約の目的及び性質により見積書を提出させる必要がないと認められるもの」（市契約規則第 16 条第 2 項但書）に該当しないことは明らかである。

執行機関が規則を遵守して見積書を徴収していたのであれば、本件契約の締結が経済性（価格の有利性）の観点から市に対してどのような損害をもたらしたのか、あるいは、もたらさなかったのか、より正確な検証が可能であったはずである。

(4) 透明性

ア 不自然な行政運営

本件契約の締結につき令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するとの執行機関の判断は不適切（不当）なものであるところ、その不適切（不当）な判断が平成 22（2010）年度から現在に至るまで長期にわたって見直されることなく繰り返されており、燃料油の購入につき競争入札に付されることなく、執行機関は、本件協同組合が市と独占的に取引を継続することを容認していた。

かかる行政の運営は、住民から見て極めて不自然であることは言うまでもない。

イ 原因について合理的な説明ができないこと

市の燃料油の購入については、かかる不適切（不当）な判断が長期にわたって繰り返されていたにもかかわらず、その理由については明らか

にされていない。

執行機関が随意契約の理由について全く検討しておらず、本件随契理由について調査及び吟味することなく、漫然と随意契約による方法によって本件協同組合と本件契約を締結していたのかについては、後に検討されるが、結論として、なぜ市においてかかる不自然な行政運営が行われたかと言うその原因については、執行機関から合理的な説明はないと言わざるを得ない。

ウ 透明性の欠如

既に述べたとおり、公正の確保と透明性の向上は、行政運営一般における指導原理である。

このうち透明性については、行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいうが、不自然な行政運営についてその原因を執行機関が合理的に説明できない場合も、透明性に欠く、あるいは住民に対する説明責任が果たされていないと評価できる。

燃料油の購入についての市の行政運営は、不適切（不当）な判断が長期にわたって繰り返されていたにもかかわらず、その原因につき合理的な説明ができない。

当該行政運営は、長期にわたる著しい透明性の欠如を示しており、住民に対して説明責任を果たすことを著しく怠るものであったと評価せざるを得ない。

エ 市事務専決規程の潜脱

（ア）執行機関の説明

執行機関の説明によると、市事務専決規程に基づき、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の本件契約については、専決者は副部長、令和6年度は専決者を部長及び副市長として本件契約を随意契約による方法にて締結している。そして、専決権者が異なっている理由とし

ては、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までは、単価表記載の 1 立米当たりの単価を合計した金額を「設計金額」としているため、前年度の実績と比較すると、「設計金額」が異常に低い金額となっており副部長が専決しているのに対して、令和 6（2024）年度は、契約期間は異なるものの、令和 4（2022）年度の教育総務課所管分の合計金額を実績ベースとして「設計金額」と算定しているため、部長あるいは副市長が専決している（なお、執行機関が市の購入している金額の総額を実績ベースにせず、教育総務課所管分の合計金額を実績ベースにしている理由は不明である。）。

（イ）総額が妥当であること

市が本件契約に基づいて支払っている年間の購入代金の総額は、令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度まで平均で年間 4700 万円を下回らない。

本件契約の設計金額を実績ベースで算定するのであれば、専決権が認められないはずである。

契約金額の適正化を担保するためであれば、前年度あるいは前々年度の燃料油に関する市の総支払金額の実績（教育総務課所管分の合計金額だけでなく、市の購入している金額の総額）を考慮すべきである。

この点、一般競争入札の規定ではあるが、市契約規則第 7 条第 1 項は、特に単価を示すべきことを指示した場合のほかは、原則として、入札書に記載すべき金額はすべて総額とすると規定している。

また、執行機関は、一部につき、令和 6（2024）年度から設計金額の算定方法を見直している。

（ウ）小括

そうすると、そもそも本件契約については、前年度あるいは前々年度の実績を考慮することなく、市事務専決規程を適用していることに

については、市事務専決規程の潜脱があったと言わざるを得ない。

その結果、本来であれば、本件契約の締結についての判断を行うべき市長が意思形成過程、端的には予算執行伺書に登場せず、行政運営上の透明性が著しく欠如している。

(5) 小括

既に述べた通り、執行機関が随意契約の方法で本件契約の締結を行った際に、執行機関が当該契約の締結につき令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると判断したことは、それ自体で不適切（不当）な判断である。

かかる不適切（不当）な判断は、本件契約の締結より古く、平成 22(2010)年度から現在に至るまで長期にわたって見直されることなく繰り返されており、燃料油の購入につき競争入札を排除して、本件協同組合が市との間で取引を独占的に行うことが市によって容認されていた。

その結果、契約の締結における公正性、機会均等性が著しく害され、また、行政運営上も著しく透明性が欠如し、説明責任が果たされていない状況が長期にわたって続いた。燃料油の購入の経済性（価格の有利性）においても、手続上の瑕疵があり、市が損害を受けたという疑念は払拭されていない。

以上を踏まえると、特別委員会としては、執行機関が随意契約の方法で本件契約の締結を行った際に、当該契約の締結につき令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると判断したことは、著しく不適切（不当）な判断であるだけでなく、契約の締結における公正性、機会均等性、透明性、説明責任及び経済性を考慮することに著しく欠けているものであり、かかる執行機関の判断は、裁量権の逸脱又は濫用に当たり、法第 234 条第 1 項、第 2 項並びに令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に違反して違法であったと言わざるを得ない。³⁸

³⁸ 地方自治判例百選 87 頁（榊原秀訓教授執筆）では、以下の指摘がある。

4 不適切（不当）な判断が繰り返された原因について

(1) 随契理由の検討

本件においては、燃料油の購入につき、執行機関の不適切（不当）な判断が平成 22（2010）年度から現在に至るまで長期にわたって見直されることなく繰り返されており、競争入札を排除して、本件協同組合が市との取引を独占的に行うことが市によって容認されていた。

執行機関は、上記の判断を行うに当たって、競争入札を排して本件協同組合と契約を締結する理由について調査を行わず、実質的な随契理由の検討をしていなかった。

このように極めて不自然な行政運営が行われた原因について、執行機関は、漫然と前例を踏襲していた旨説明する。

しかしながら、不適切（不当）な判断であるにもかかわらず、その判断

最高裁昭和 62 年判決以降、裁判所は、基本的に最高裁昭和 62 年判決の枠組みに沿って随意契約の許容性の判断をしている。最高裁昭和 62 年判決以降のより具体的な違法性審査基準として、①実体的に著しい不合理性がある場合、②契約時点における調査・検討を怠って漫然と随意契約により契約を締結し、その判断の合理性を全く示すことができない場合、③不公正な動機に基づくことが判明した場合を違法とすることが示されている（なお、裁判例として、岡山地裁平成 7 年 7 月 18 日判決、広島地裁平成 10 年 3 月 31 日判決、旭川地裁平成 16 年 5 月 7 日判決を指摘している。）。目的達成のために十分な調査・検討が行われずに随意契約が選択される場合には、やはり不合理なものとなることが少なくないと思われる（富山地裁平成 8 年 10 月 16 日判決、岡山地裁平成 10 年 5 月 20 日判決、札幌地裁平成 15 年 11 月 21 日判決。随意契約の相手方の調査は行ったが、他は調査せず、相手方との比較を行わない場合に、違法とするものとして、前橋地裁平成 14 年 6 月 12 日判決）。また、幼稚園の改修工事という一般的な請負工事、公共土木事業の用地取得に伴う用地測量、登記、権利関係の調査等の業務、粉碎された鉄くずを運搬するだけの単純な業務、送迎バスの運行のように代替性のある業務の場合、随意契約の要件を満たさない。随意契約と相手方の選定がセットではなく、随意契約を用いることを適法としつつ、相手方の選定を積極的合理性がなく違法とするものもある（福岡地裁平成 3 年 2 月 21 日判決）。行政処分の審査における「判断過程審査」と同様に、「審査のメルクマール」である考慮事項の透明化を図り、契約者の優位性や手段としての合理性を具体的に検討することによって、審査密度を向上させることが必要である（「当然考慮すべき事項について考慮することなく」締結した随意契約を違法とするものとして、佐賀地裁平成 23 年 1 月 21 日判決、奈良地裁平成 25 年 6 月 6 日判決も、「考慮すべき事情を十分に考慮して」随意契約の方法によったとは到底認められないとする）。

が踏襲された理由が問題なのであり、特に本件は、それが長期にわたっているのであるから、かかる長期にわたる不自然な行政運営が行われた原因についての説明として、執行機関の説明は、甚だ不十分である。

以上を踏まえると、特別委員会としては、執行機関が本件契約の随契理由につき実質的な検討をしなかったのは、意図的に検討をしなかったものではなくとも、それと同視できるものであったと判断する。

(2) 市政への信頼を大きく損ねていること

普通地方公共団体の動産購入につき、執行機関の不適切（不当）な判断が長期にわたって繰り返され、競争入札を排除して、特定の業者が市との取引を独占的に行うことが市によって容認されていたと言う事実自体が、住民の目から見て、行政と業者の癒着を疑わしめ、市政への住民の信頼を大きく損なうものである。

本件は、まさにその例に当たるものであるが、加えて、本件では、不自然な行政運営が行われた原因につき、十分な説明がなされておらず、とりわけ随契理由の検討が行われなかったことについては、執行機関が意図的に検討を怠ったと同視できるものであることは既に述べた通りである。

執行機関の不適切（不当）な判断によって、燃料油の購入につき、競争入札が排除され、本件協同組合が市との取引を独占的に行うことが市によって容認されていたことについて、本件協同組合への意図的な便宜供与があったとまでは判断できないとしても、既に述べた市長選挙における本件協同組合の応援行動に鑑みると、住民が市政と本件協同組合との関係につき強い不信感を抱くことは避け得ず、市政への住民の信頼が大きく損なわれたことは明らかである。

この点、本件協同組合の応援行動が政治的中立の原則に抵触するおそれがあること、また、吉川議員については、法第 92 条の 2 に抵触するおそれがあることも指摘しなければならない。

第6 本件契約における代金の精算及び支払方法について

1 認定事実

執行機関から提出のあった資料、特別委員会が収集した資料及び証人の証言から以下の事実を認定することができる。

(1) 契約書記載の燃料油の代金の精算及び支払方法について

燃料油の購入に関する契約書第3条及び第5条は、以下のとおり規定している。

第3条

発注者が燃料を購入するときは、受注者に所属する業者のうち別表に記載された業者（以下「担当業者」という。）に購入量を示し、担当業者は速やかに納入しなければならない。

第5条

毎月の購入価格決定後、担当業者は当月に納入した燃料代金の請求書を速やかに発注者に提出しなければならない。発注者は担当業者から正当な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

契約書の記載内容を前提にすると、担当業者は、燃料を納入した後、発注者に請求書を提出し、発注者は、担当業者に対し、購入代金を支払う仕組みとなっている。

(2) 燃料油の代金の精算及び支払方法の実態について

令和元（2019）年度から令和5（2023）年度（令和6（2024）年4月30日）までの間の各年度の支払状況は別紙「行政文書の資料請求について（令和6年5月1日付け樞議第189号）（回答）」のとおりである。なお、本件協同組合が市に燃料油の請求を開始した時期は不明であるが、現存する公文書等からは以下のとおりである（令和6年4月25日会議録2頁～3頁）。

① 樞原市営斎場

保存されている公文書から、平成 25（2013）年当初から本件協同組合の請求を把握できるが、担当課としては平成 19（2007）年当初から本件協同組合の請求を把握している。

② 昆虫館

平成 25（2013）年度から本件協同組合の請求を把握している。

③ ふれあいセンターふじわら（人権政策課）

平成 26（2014）年度から本件協同組合の請求を把握している。

④ 小学校・中学校（教育総務課）

平成 26（2014）年度から本件協同組合の請求を把握している。

⑤ 幼稚園・こども園（こども未来課）

平成 26（2014）年 4 月から本件協同組合の請求を把握している。

⑥ 檀原市消防団第 2 分団の車庫・檀原市消防団第 8 分団の車庫・かしはら安心パーク（危機管理課）

檀原市消防団第 2 分団の車庫は平成 26（2014）年 4 月分以降、檀原市消防団第 8 分団車庫は平成 25（2013）年 4 月分以降、かしはら安心パークは平成 25（2013）年 10 月分以降から本件協同組合の請求を把握している。

⑦ 畝傍地区公民館・金橋地区公民館・香久山地区公民館・新沢地区公民館・耳成地区公民館・中央公民館

平成 26（2014）年 4 月から本件協同組合の請求を把握している。

(3) 燃料油の代金の精算及び支払方法に関する執行機関の調査について

契約検査課は、発注課がどの業者にいくらで発注していたのか、またどの業者から各担当課に請求が来ているのか把握していなかった（令和 6 年 4 月 25 日会議録 10 頁）。その理由として、契約検査課長及び財務部長は、契約と発注は全く別個に動いており、契約検査課としては、発注課がどのような対応をしていたのか、担当課から連絡がない限り、把握で

きない状況であったと述べている（令和 6 年 4 月 25 日会議録 10 頁）。

また、契約検査課を含め執行機関は、発注課がどの業者にいくらの価格で発注していたのか、またどの業者から各担当課に請求が来ているのかなど全く調査を行っていないだけでなく、調査をするつもりもなく、漫然と前例を踏襲していただけであった（令和 6 年 4 月 25 日会議録 4 頁）。

(4) 代金の精算及び支払方法の変更

令和 6（2024）年 3 月 29 日、契約検査課長は、発注担当課宛に対し、契約書第 5 条の手続を履行するため、「樫原プロパンガス商工協同組合と契約をしている燃料油（白灯油、LP ガス）購入にかかる支払手続きについて」と題する通知を発出した。契約検査課の説明によると、同通知を発出した趣旨は、令和 6（2024）年 4 月以降は、契約書第 5 条記載の代金の精算及び支払方法を履行するためである（令和 6 年 5 月 30 日会議録 1 頁）。

2 特別委員会の判断

(1) 判断結果

市が本件協同組合に支払った燃料油の代金は、契約書第 5 条に違反するとともに、法第 232 条の 5 第 1 項及び市会計規則第 27 条本文に違反している可能性がある。

したがって、市の本件協同組合に対する燃料油の代金の支払いは違法または著しく不当である。

(2) 判断理由

ア 契約書第 5 条違反

（ア）令和 6（2024）年 4 月以前

契約書第 5 条では、担当業者は、市に対し、納入した燃料代金の請求書を提出し、市は、当該請求書を受理した日から 30 日以内に支払わなければならないと規定しているため、令和 6（2024）年 4 月以前における市の本件協同組合に対する燃料油の支払いは、契約書第 5 条に

違反しており、このことは執行機関及び本件協同組合も認めているところである。

(イ) 令和 6 (2024) 年 4 月以降

令和 6 (2024) 年 4 月以降における市の本件協同組合に対する燃料油の支払いも、契約書第 5 条に違反している。なぜなら、担当業者は、市に対して、納入した燃料代金の請求書を提出し、市は当該業者に対し、燃料代金を支払うところ、本件協同組合は、燃料油を納入していない組合員に代金の回収を依頼し、市は、当該業者に燃料油の代金を支払っているからである(令和 6 年 8 月 30 日会議録 5 頁、18～19 頁、22 頁、25 頁、30 頁、33 頁)。

(ウ) 小括

以上から、令和 6 (2024) 年 4 月以前における市の本件協同組合に対する燃料油の代金の支払い、令和 6 (2024) 年 4 月以降の市の本件協同組合の組合員に対する燃料油の支払いは、契約書第 5 条に違反している。

イ 違法性の検討

(ア) はじめに

既に述べた通り、令和 6 (2024) 年 4 月以前における市の本件協同組合に対する燃料油の代金の支払い、令和 6 (2024) 年 4 月以降の市の本件協同組合の組合員に対する燃料油の代金の支払いは、契約書第 5 条に違反している。

次に、上記代金の支払いが法令に違反しているか検討する。

(イ) 違法性

法第 232 条の 5 第 1 項では、「**普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。**」と規定し、市会計規則第 27 条本文は「**支出は、債権者の請求書に基づいてしなければなら**

ない。」と規定する。

すなわち、市の支出は債権者の請求書に基づき、債権者にしなければならない。しかしながら、契約書第5条では、担当業者は、市に対して、納入した燃料代金の請求書を提出し、市は担当業者に代金を支払うことになっているため、担当業者が債権者であり、本件協同組合は債権者ではないとも考えられる。

したがって、本件協同組合の請求に基づき支払った燃料代金は、法第232条の5第1項及び市会計規則第27条本文に違反している可能性がある。

(3) 燃料油の代金の精算及び支払方法が放置されていた原因

契約書の規定とも異なり、かつ、法令との整合性についても疑問があるにも関わらず、かかる精算及び支払方法が継続していた原因について、執行機関は、漫然と前例を踏襲していた、契約と発注は全く別個に動いていたからであると説明するが、既に述べたとおり、執行機関の補助職員及び会計管理者もしくは会計管理者の事務を補助する職員は、法及び市会計規則の内容を認識していたはずである。

燃料油の代金の精算及び支払方法が本件契約に違反しており、法または市会計規則に違反している可能性があったにもかかわらず、これを放置していた原因について、執行機関は、合理的に説明できていないと言わざるを得ない。

本件協同組合が現職の市長を応援していたという事情を踏まえると、精算及び支払方法自体が市に直接的な損害を与えるものではないとしても、かかる精算方法等が是正されないまま放置されていたことにつき住民が強い不信感を抱くことは避け得ず、市政への住民の信頼が損なわれたことは明らかである。

第7 令和元（2019）年度から令和6（2024）年度の燃料油の価格状況について

1 認定事実

執行機関から提出のあった資料、特別委員会が収集した資料及び証人の証言から以下の事実を認定することができる。

(1) 契約書記載の燃料油の価格決定について

燃料油の購入に関する契約書第4条は、以下のとおり規定している。

購入燃料単価は、発注者と受注者が月毎に以下のとおり協議し決定する。

(1) 白灯油は、経済産業省資源エネルギー庁がホームページで公表する統計資料「石油製品価格調査1. 給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）」の週次調査結果（以下「石油製品価格調査」という）の奈良県地区の価格を1ℓ当りに換算した価格等を参考にして決定する。なお、市営斎場及び昆虫館へ納入する白灯油は、決定した価格より1ℓ当たり6円を差引いた価格とする。

(2) LPガスは、基本料金に従量料金を加えた価格とする。

(2) 燃料油の価格決定の実態について

ア 本件協同組合

執行機関の説明から、執行機関が本件協同組合と白灯油について交渉を行い、価格を決定していたことがうかがわれる（令和6年4月25日会議録5～6頁）。

しかしながら、執行機関は、市が燃料油を購入している各業者の価格を把握していない。また、公表されている資料についても何ら調査検討した形跡がうかがわれない。すなわち、執行機関は、本件協同組合と一応の交渉を行っているものの、決定した価格が適正であるか否かについて、ほとんど調査することなく、形式的な数値をもとに燃料油の価格を決定していたに過ぎない（令和6年4月25日会議録19～20頁）。

イ 奈良県農業協同組合について

平成 26（2014）年 7 月以降、奈良県農業協同組合が供給する LP ガスの単価は一定であった。発注課と奈良県農業協同組合との間で、LP ガスの単価について交渉されたことはなかった（令和 6 年 4 月 25 日会議録 8 頁）。

ウ 大和ガス住宅設備株式会社について

大和ガス住宅設備株式会社が策定した料金表に基づき、LP ガスの単価が決定しており、発注課と大和ガス住宅設備株式会社が交渉したということはない。

なお、大和ガス住宅設備株式会社が提示している単価と本件協同組合と合意した金額はほとんど同じである（令和 6 年 4 月 25 日会議録 14～15 頁）。

(3) 燃料油の価格に関する執行機関の調査について

本件契約について、執行機関は、本件協同組合と燃料油に関して価格交渉を行ってはいるが、本件協同組合が提示した金額が適正妥当であるかについては、複数業者から見積書を徴収するなどの調査を行なっていなかった。

(4) 燃料油の価格の妥当性

この点について、特別委員会で、市が本件協同組合に支払っていた燃料油の価格が妥当であるか調査したが、業者から証言を拒否され（令和 6 年 8 月 30 日会議録 10 頁）、公表されているはずの資料についても提出されなかったため、価格の妥当性については不明であると言わざるを得ない。

もっとも、本件協同組合の単価は、奈良県農業協同組合の単価と比べると高額であった。

すなわち、奈良県農業協同組合の 1 立米あたりの単価は 360 円から 500 円であるのに対して、本件協同組合の単価は 586 円に基本料金 1700 円を

加えた金額であった。³⁹

2 特別委員会の判断とその理由

特別委員会としては、次の理由により、現時点で、市が本件協同組合と契約したことによって明確な損害を受けたと判断することは困難である。

まず、市契約規則第 16 条では、随意契約の手続的な規制について定めるところ、同条第 2 項では、原則として、2 名以上の者から見積書を徴収しなければならないとされている。

しかしながら、執行機関は、本件契約を随意契約による方法にて締結する際、2 名以上の者から見積書を徴収していなかった。

執行機関が規則を遵守して見積書を徴収していたのであれば、本件契約の締結が経済性（価格の有利性）の観点から市に対してどのような損害をもたらしたのか、あるいは、もたらさなかったのか、より正確な検証が可能であったはずである。

次に、燃料油の販売価格が適正か否かを調査するため、取引量の多い組合員の代表者から販売価格について証言を求めたところ、十分な協力が得られなかった（令和 6 年 8 月 30 日会議録 10 頁）。

しかしながら、LP ガスに関する奈良県農業協同組合の単価は、本件協同組合の単価と比較すると、安価であることや、市と本件協同組合の価格交渉が形式的で、市において、販売価格の妥当性について調査検証した形跡がほとんどないことからすれば、市が本件協同組合から購入している価格が適正であったと判断することはできない。

以上の通りであり、現時点で、市の明確な損害を裏付けることは難しいが、市が損害を受けたという疑念が完全に払拭されたわけではない。

³⁹ 令和 6 年 11 月 26 日会議録 5～6 頁。

第8 事務の改善の検討

1 一般競争入札を導入する

普通地方公共団体が締結する契約では、機会均等、公正性、透明性、経済性（価格の有利性）が求められるところ、とりわけ、経済性（価格の有利性）の確保は、地方公共団体の事務処理に当たっての基本原則である最小経費最大効果の原則（法第2条第14項。なお、地方財政法第4条第1項）上も強く要請される。

本件は、長期間不適切（不当）な判断が繰り返され随意契約が締結されていた事案であり、契約の相手方である本件協同組合は、市長選挙において、現職市長を応援していたという事情もある。住民が当該契約についていわゆる政治と金の問題を疑ったとしても無理もないと言えよう。既に述べた通り、執行機関は、かかる契約が長期にわたってなされた理由を説明できていないのであるから、住民に与えた市政に対する不信は非常に大きいものであったと考えられる。このような住民の政治に対する不信を払拭するため、機会均等、公正性、透明性及び経済性（価格の有利性）の観点から、今後、燃料油の購入に関しては、一般競争優先主義に従い、一般競争入札を直ちに導入すべきである。

2 調達行政に関する随意契約の見直し

本件契約以外にも、前例踏襲を基本として、執行機関が長期的に事業者と随意契約を締結していると事案が存在すると考えられる。

既に述べたとおり、執行機関は、随意契約の理由の有無を調査せずに、随意契約による方法にて契約を締結している可能性があるため、執行機関が締結している全契約について、随意契約の有無、その必要性について調査すべきである。

3 執行機関の意思形成過程の記録化

特別委員会にて調査を行ったところ、執行機関において意思形成過程に関

する情報を記録しておらず、意思形成過程が判然としない点多々あった。

すなわち、執行機関の公文書の管理について問題があったと言わざるを得ない。

本件と同様の問題を今後解消していくためには、市において、公文書を適正に管理保管する体制が必要である。そのためには、市において、公文書管理条例を制定する必要がある。

4 内部公益通報制度について

本件においては、燃料油の購入につき、執行機関の不適切（不当）な判断が平成 22（2010）年度から現在に至るまで長期にわたって見直されることなく繰り返されており、競争入札を排除して、本件協同組合が市との取引を独占的に行うことが市によって容認されていた。

本件契約の締結における令第 167 条第 1 項第 2 号該当性の判断が著しく不当であり、特別委員会として、これを違法であると評価したこと、また、代金の精算等においても契約と異なる処理がなされていたことは、既に述べたとおりである。

市の職員のうちには、かかる取引の公正さ等について疑問に思い、コンプライアンス上の問題を意識していた者も必ずいたはずである。それにもかかわらず、漫然と随意契約による方法にて長期にわたって本件契約が締結されていた。

市の職員が、組織の圧力を受けずに、コンプライアンス上の問題について通報・相談することができなかったことが、このような事態を招いた可能性が十分にある。

このような事態を避けるために、内部公益通報制度を設け、職員が行政運営におけるコンプライアンス上の問題について通報・相談することを制度的に保障する仕組みを作る必要がある。

第9 調査経費

1 議決額（予算）

令和6年度 100万円以内

2 要した費用（決算見込み）

令和6年度 877,706円

要した費用の内訳は、以下のとおりである。

（内訳）

節	摘要	合計（見込み）
報償費	弁護士謝礼	691,579円
旅費	費用弁償	23,776円
需用費	事務用消耗品等	3,118円
役務費	郵便料金	19,056円
使用料及び賃借料	コピー使用料	6,496円
委託料	速記業務等委託料	133,681円

以上

【会計課】

「行政文書の資料請求について」(令和6年5月1日付け権限第189号) (回答)

1. 平成26年度から現在までの各年度別事業者別白灯油、L P ガス支払い金額一覧(J A、大和ガスも含む)

・ 下記のとおり 令和元年度～令和5年度 (R6.4.30支出分まで) 事業者別白灯油・L P ガス支払い金額一覧

令和元年度～令和5年度 (R6.4.30支出分まで) 事業者別白灯油・L P ガス支払い金額一覧

単位:円

	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度(R6.4.30支出分まで)	
	白灯油	LPガス	白灯油	LPガス	白灯油	LPガス	白灯油	LPガス	白灯油	LPガス
① サカモトガス(株)	494,106	0	522,955	0	805,927	0	659,378	0	801,046	356,356
② 藤川商店	910,539	0	722,615	0	969,438	0	829,344	0	785,516	464,373
③ 吉田水道工業所プロパン部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 田中燃料店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 東嶋商事(株)	184,994	0	247,810	0	234,610	0	257,871	0	226,037	0
⑥ ハシモトガスショップ	161,619	0	343,973	0	336,467	0	530,692	0	348,416	353,667
⑦ 増田燃料	2,350,577	0	2,647,980	0	3,874,214	0	3,522,759	0	3,389,869	442,072
⑧ (株) 吉川ガスセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ (株) 高橋商店	0	28,791	0	22,440	0	22,495	465,778	22,440	372,146	22,505
⑩ (株) 前田商店	421,960	0	398,888	0	525,928	0	0	0	0	0
⑪ 松井米穀燃料店	354,611	0	382,634	0	528,762	0	226,600	0	377,960	189,704
⑫ 土井石油(株)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 阪東堀川ガス(株) 榎原営業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑭ 松村燃料店	256,124	700	353,133	0	530,636	1,050	476,960	1,400	520,080	303,830
榎原プロパンガス商工協同組合	19,386,889	16,128,567	17,731,217	18,427,936	22,221,100	23,588,903	22,123,200	25,568,654	13,388,582	23,148,619
奈良県農協同組合	0	40,652	0	35,336	0	32,226	0	36,040	0	36,534
大和ガス住宅設備(株)	0	37,951	0	48,353	0	51,902	0	53,566	0	56,984

回数	日時・場所	協議内容等	備考
第1回	令和6年4月25日 開始時刻 13:00 終了時刻 14:42 委員会室	第1 委員会の進め方について 第2 燃料油（白灯油、L P ガス）の購入契約に関する調査について	
第2回	令和6年5月30日 開始時刻 13:00 終了時刻 15:25 委員会室	燃料油（白灯油、L P ガス）の購入契約に関する調査について	
第3回	令和6年6月13日 開始時刻 10:00 終了時刻 11:48 委員会室	燃料油（白灯油、L P ガス）の購入契約に関する調査について	
第4回	令和6年6月28日 開始時刻 13:00 終了時刻 15:03 委員会室	第1 燃料油（白灯油、L P ガス）の購入契約に関する調査について 第2 弁護士の選任について 第3 今後の進め方について	
第5回	令和6年7月16日 開始時刻 13:02 終了時刻 15:34 議場	証人尋問について	証人尋問について 証人尋問は7名予定されていたが、1名のみ出席し、6名は欠席した。そのため、証人尋問は1名のみ実施した。 なお、協同組合から意見書の送付はあったが、当該意見書の作成名義人は、協同組合であり、証人が欠席する旨の記載はなかった。
第6回	令和6年7月31日 開始時刻 13:30 終了時刻 15:12 議場	第1 証人尋問について 第2 今後の進め方について	証人尋問について 証人尋問は13名予定されていたが、1名のみ出席し、12名は欠席した。そのため、証人尋問は1名のみ実施した。 なお、協同組合から意見書の送付はあったが、当該意見書には、証人が欠席する旨の記載はなかった。
第7回	令和6年8月16日 開始時刻 13:02 終了時刻 15:13 議場	証人尋問について	証人尋問について 証人尋問は5名予定されていたが、2名のみ出席し、2名は欠席した。そのため、証人尋問は2名のみ実施した。なお、1名については、証人尋問ではなく、書面での回答を求めることとした。
第8回	令和6年8月30日 開始時刻 10:00 終了時刻 16:02 議場	第1 証人尋問について 第2 記録の取扱いについて 第3 参考人への意見聴取に対する回答について 追加日程 記録の提出について	証人尋問について 証人尋問は13名予定されており、10名の証人尋問を実施した。なお、3名については、出席できない理由書の提出があり、本特別委員会では、証人が委員会に出頭できない正当な理由があると判断した。
第9回	令和6年9月4日 開始時刻 15:00 終了時刻 15:31 議場	証人尋問について	証人尋問について 市長の証人尋問が実施された。
第10回	令和6年10月24日 開始時刻 10:00 終了時刻 10:58 委員会室	第1 経過報告について 第2 随意契約について	
第11回	令和6年11月26日 開始時刻 10:00 終了時刻 12:36 委員会室	第1 随意契約について 第2 調査報告書について	
第12回	令和6年12月17日 開始時刻 15:00 終了時刻 16:18 委員会室	調査報告書について	